



## 【はじめに】

和泉小学校のいじめ防止基本方針(以下基本方針)は、国のいじめ防止基本方針、及び新潟県いじめ等の対策に関する条例に則り、以下の三つをいじめの防止並びに起きた場合の解消に向け、組織的、継続的に取り組む。「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

- ・ 学びや成長の実感できる日常生活＝いじめの起きづらい学校風土づくり
- ・ いじめに関する確実な実態把握
- ・ 未然防止，即時対応，早期解決

## 1 いじめ及びいじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 第2条）

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

## 2 いじめに対する基本姿勢

「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる」ことを認識し、学校教育全体を通じて、「いじめをしない、許さない、命を大切にする意識」を醸成する。（新潟県県学校教育の重点）

そのために、「いじめの未然防止」、「早期発見」、「即時対応」を組織的に行う。なお、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

## 3 いじめの未然防止

- 学びや成長の実感できる日常生活～いじめの起きづらい学校風土をつくる～  
次の各教育内容に関して、児童に着実に理解させたり、身に付けさせたりする。
  - (1) 教科指導の充実（学ぶ楽しさを実感する子の育成）
  - (2) 学級経営の充実（互いに認め合う学級集団づくり）
  - (3) 道徳教育の充実（相手の立場を考えて、自分で判断して正しい言動ができる子の育成）
  - (4) 人権・同和教育の充実（一人一人の個性やよさを認め合う子の育成）
  - (5) 生徒指導の充実（自他を大切にする心をもつ子の育成）
  - (6) 社会性の育成（縦割り班等の異学年交流）
  - (7) 児童の手によるいじめ防止（いじめ見逃しゼロスクール運動・なかよし集会）
  - (8) 職員研修による児童理解力の向上といじめの定義の正しい理解
  - (9) インターネット等の適切な活用（児童への情報モラル教育及び普及啓発に関する指導の充実、職員や保護者への研修）

## 4 いじめの早期発見

- 下記内容を確実にを行い、いじめに関する情報を的確に把握する。
  - (1) 学校生活アンケート（毎月1回） ※5年保存 校長室棚
  - (2) 教育相談の充実（年2回）
  - (3) 全職員参加の子どもを語る会の実施（週1回）
  - (4) 児童及び保護者等からの情報の確実な受け止め

## (5) 児童の日常生活の見とり

### 5 いじめへの即時対応

- いじめに該当すると考えられる事態を認知した場合は、組織的に、また、必要に応じ関係機関と連携し対応する。
  - (1) いじめを発見したとき、通報を受けたときの対応
    - ・速やかに生活指導主任及び管理職に報告し、対応に向けた組織をつくる。
    - ・教育委員会への報告し、状況により対応について指示を受ける。
    - ・関係機関との連携も視野に入れる。
  - (2) 関係児童から情報を聞き取る。
    - ・客観的事実を聞き取り、記録する。
    - ・職員複数で対応する。
  - (3) いじめられた児童及び保護者への対応
    - ・聞き取った情報を伝え、今後の指導の方針について理解を得る。
    - ・随時、指導の状況を報告する。
    - ・一定の解決の後も、継続して見守る。
  - (4) いじめた児童及び保護者への対応
    - ・聞き取った情報及び指導したことを伝える。
    - ・いじめられた児童、保護者への対応を協議し、理解の上連携して対応する。
    - ・いじめが繰り返されないように見守りと指導を継続する。
  - (5) いじめが発生した集団への指導
    - ・いじめを許さない、見逃さない気持ちを高め、自分事として捉えて、対応するよう指導する。

### 6 いじめ・不登校対策委員会（以下 対策委員会）

#### (1) 目的

- 本校児童間におけるいじめ事案をすばやく把握し、解消に努める。

(注) 未然防止はIに基づき、全教育活動で意識し充実に努める。

#### (2) 取組内容

##### ① 市教委への報告

##### ② 対策委員会で、対応検討及び実施

- いじめられている子どもの保護

- いじめをしている子どもへの指導

- 保護者への対応

- その他の児童に対する対応

- 関係機関（医療機関や児童相談所）や専門家（スクールカウンセラー等）との連携

##### ③ 解消の確認

##### ④ 再発しないか見守りや点検を継続

- 当事者たちが新につくる人間関係の中で、安心して過ごせる集団となるよう配慮する。

- 年度末・年度初めでの学校内（学校全体）での情報共有をする。進学に際し、小学校と中学校への確実な情報共有を行う。

- ⑤ ④が一定期間経過した時点で、今件の解決とする。 ※ 一定期間…3ヶ月

#### (3) 委員構成

校長、教頭、◎生活指導主任、養護教諭、該当学年担任、いじめ事案の程度に応じて、学年部職員、市相談員、主任児童委員、市教委担当管理主事、その他必要と思われる者

#### (4) 留意点

- ①「即時対応・確実な事実把握」を基本に対応する。
- ② 被害児童とその保護者の心情、訴えを十分に受け止める。
- ③ (2)を重視しつつも加害児童及びその保護者への配慮ある対応を忘れない。
- ④ 該当事案が犯罪の疑いがある場合は、警察へ速やかな相談を行う。

## 7 重大事態への対応

学校又は学校設置者（教育委員会）に「調査委員会」を設置する重大事態とは、  
 ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）  
 イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手）  
 ＊「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

市教委にいじめ事案を報告し、上記ケースに当てはまると認定された場合は、公平中立な調査組織を事案の程度によって学校又は市教委に設置し、該当いじめに関する調査を行う。

## 8 いじめ防止及び対応の研修

- 職員のいじめ防止に向けた研修を5、8、11月に実施する。運営は対策委員会が行う。  
 <内容> 基本方針の共通理解、ケース会議、教育相談のポイント等

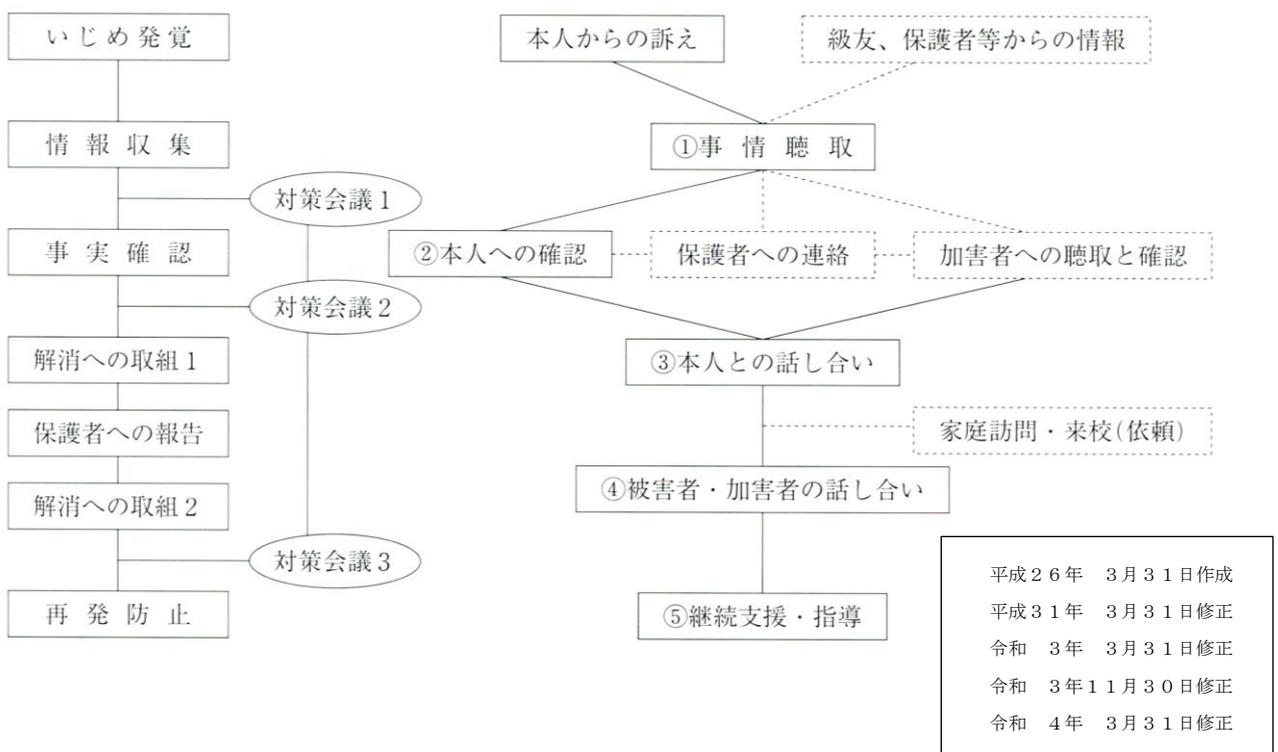
## 9 その他

- (1) いじめ根絶県民会議の「いじめ見逃しゼロスクール」の趣旨に則った学校行事等の充実を図る。
- (2) 「いじめの見逃しを減少させること」、「いじめ防止の気運を高めること」という2点のために保護者や地域への啓発活動は重要であり、次の取組を行う。
  - ① 基本方針の児童及び保護者への説明及び概要プリントの配布、ホームページへの掲載
  - ② いじめ防止関連行事を掲載した学校便りの配布
- (3) インターネットによるいじめは、喫緊の課題であり、特に微細な情報でも即時対応する。
- (4) 基本方針は、随時見直し、よりよいものに改善していく。

おわりに

学校における児童の集団内では、互いの力関係から、ある児童がいじめられたと感じる状態は必ず起きる。それに対し、確実な事実確認が必要である。同時に、児童の被害意識に焦点を当てた対応が重要である。

### 〔支援・指導の流れ〕



平成26年 3月31日作成  
 平成31年 3月31日修正  
 令和 3年 3月31日修正  
 令和 3年11月30日修正  
 令和 4年 3月31日修正